

春日部市からのお知らせ

介護サービス利用者及びご家族の皆様へ ＜ハラスメント行為にご注意ください＞

- ◆サービス従事者に対して以下のような行為があれば、ハラスメントに該当し、場合によっては契約解除になることもありますのでご注意ください。
- ◆サービスの円滑な利用のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【利用者やご家族からのハラスメントの例】

身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為

【例】

- たたく、ひっかく、つねる
- 物をなげる、唾を吐く
- 服を引きちぎる

精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

【例】

- 威圧的な態度で文句を言い続ける
- 理不尽なサービスを要求する

セクシュアル ハラスメント

意に沿わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

【例】

- 必要もなく手や腕などをさわる
- 卑猥^{ひわい}な言動を繰り返す